

# 規制の事前評価書

法令案の名称：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

規制の名称：特定金属くずを買い受ける際の本人確認義務等の創設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：令和7年2月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

金属を使用して製造された一定の物品（以下「特定金属製物品」という。）の窃取を防止するためには窃取された当該物品（以下「盗難特定金属製物品」という。）の処分を防止することが重要であることに鑑み、一定の金属くず（以下「特定金属くず」という。）の買受けを行う営業（以下「特定金属くず買受業」という。）について、都道府県公安委員会への届出や、買受けの相手方の本人確認等の義務を設けるとともに、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きい一定の金属切断用の工具を隠して携帯する行為を禁止するなどの措置を講ずる。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 昨今、銅をはじめとした金属価格の高騰等を背景に、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加しており、令和5年の金属盗の認知件数は令和2年の同件数の約3倍となっているほか、令和5年の金属盗の被害額は130億円以上と、同年中の窃盗全体の被害額の約2割を占めている。
- ・ 金属価格高騰の要因としては、我が国を含む多数の国がカーボンニュートラルの実現を目指している中で、再生可能エネルギーによる発電や電気自動車に必要不可欠である銅や、鉄鉱石を原料とする場合と比較して製鉄の際の二酸化炭素排出量を大幅に削減できる鉄くずの需要が高まっていること等が挙げられるところ、こうした銅や鉄くずの需要の増加とそれに伴う金属価格の高止まり傾向は中長期的に続くことが見込まれるため、何らかの対策を講じなければ、金属盗が引き続き高水準で発生し続ける蓋然性が高い。
- ・ この点、金属盗の検挙事例を分析したところ、被害品の処分先が判明しているものの多くが金属くずを買い受ける事業者の元に持ち込まれ換金されているが、金属くずの買取りについては、必ずしも現行法令の規制の対象となっていない。例えば、切断された金属ケーブルのように、客観的に本来の用法に従って使用できない物は古物営業法（昭和24年法律第63号）上の「古物」に該当しないことから、当該物品を買い取る場合において、同法に基づく相手方の確認義務、帳簿の記載・保存義務、不正品の疑いがある場合の申告義務等は課せられない。
- ・ このような現状に鑑み、盗難金属製の物品の処分に金属くずの買受業が利用されるのを防止し、もって金属盗の防止を図るため、金属くずの買受業について一定の規制を行う必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記課題を解消・予防するため、次のとおり、特定金属くず買受業を営もうとする者が特定金属くずを買い受ける際の本人確認義務等を新設することとする。
  - ① 特定金属くず買受業を営もうとする者の届出義務

- ② 特定金属くずの買受けに係る本人確認義務
- ③ 本人確認記録及び取引記録の作成・保存義務
- ④ 盗難特定金属製物品に由来する特定金属くずである疑いがある場合の申告義務
- ⑤ 報告及び立入検査
- ⑥ 指示及び営業停止命令
- ⑦ ①、⑤、⑥に係る違反行為に対する罰則

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

特定金属くず買受業を許可制とすることも検討したものの、本規制の趣旨は、まず特定金属くず買受業の実態を把握した上で、特定金属くず買受業を営む者に対して買受けに係る本人確認義務等を課すことにより、特定金属くずの買受けにおいて匿名性の高い決済を困難とすることであり、特定金属くず買受業に対して参入の事前規制を行う必要があるとまではいえないことから、採択しないこととした。

#### <その他非規制手段の検討状況>

- ☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☒非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

現在、警察庁や一部の都道府県警察から金属くずの買受業を営む者に対して、金属くずの買受けに係る本人確認をはじめとした金属盗対策のための自主的な取組の要請やそれに資する情報提供を行っている。しかしながら、これらの本人確認等は必ずしも浸透していないところ、より効果的な対策を講じて金属盗の防止を図るため、本規制を新設する必要がある。

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- ・ 本規制の新設により、盗難特定金属製物品の処分に特定金属くず買受業が利用されるのを防止し、特定金属製物品の窃取の防止を効果的に推進することが可能となる。
- ・ 具体的には、②及び③の義務により、特定金属くずの買受けにおいて匿名性の高い決済が困難となることが期待されるとともに、④の義務により、盗難特定金属製物品に由来する特定金属くずである疑いがある場合にその旨警察に申告されることとなり、これらによって盗品の換金の阻止が図られ、犯行グループ等に犯行自体を断念させ、特定金属製物品の窃取の抑止につながることを期待される。また、①、⑤、⑥及び⑦の義務等により、本人確認義務等の遵守が担保される。
- ・ なお、これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、規制の目的である特定金属製物品の窃取の防止に関し、実績

値である金属盗の認知件数等の数値を5年分把握するなどにより、定量化することとする。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

##### （本人確認等に要する費用について）

- ・ ②の義務に関して一定の費用が生じると考えられるものの、同義務については業者の負担軽減の観点から一定の場合は免除することとしているところ、同義務が免除される事由がどの程度生じるかについては法の施行後に初めて判明するものであり、具体的な費用の算出は困難である。
- ・ また、③の義務に関して一定の費用が生じると考えられる。なお、取引記録の作成・保存等の具体的な方法については別途規定する予定であるところ、当該義務の遵守に当たり負担が大きくならないように留意することとする。

##### （届出に要する費用について）

- ・ ①の義務に関して一定の費用が生じると考えられる。
- ・ 金属くずの買受業者に関する都道府県警察に対する調査の結果を踏まえると、本規制の創設後、全体で少なくとも2万3千件程度の届出が見込まれる。
- ・ 1件当たりの届出書作成等に要する時間は1時間程度（※1）と見込まれるため、事業者全体の所要時間は2万3千時間程度と想定される。
- ・ これに、時給単価1,098円（※2）を乗じると、全体の費用は2,525万4千円程度と想定される。

※1 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】」3(2)ア③に基づき算出

※2 「令和5年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」における「1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」の基準値

#### <行政費用>

##### （届出の処理に要する費用について）

- ・ 上記のとおり、全体で少なくとも2万3千件程度の届出が見込まれるところ、1件当たりの届出書受理等に要する時間は30分程度（※1）と見込まれるため、全体の所要時間は1万1,500時間程度と想定される。
- ・ これに、時給単価1,897円（※3）を乗じると、全体の費用は2,182万円程度と想定される。

※3 都道府県の一般行政職員の平均給与月額319,151円（※4）を月労働時間（38時間45分/週×4週）＋地方公務員（一般職）全体の残業平均13.2時間/月（※5）で除して算出

※4 「令和5年4月1日地方公務員給与実態調査結果」における都道府県の一般行政職員の平均給与月額

※5 「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果（概要）」における時間外勤務の時間数

##### （設備投資等に要する費用について）

- ・ 既存のシステムの改修（他の改修と併せて実施するもの）により対応予定であり、新規設備投資費は要さない。

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

#### ＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

##### （主な意見内容）

- ・ 現状、金属くずの買取りに関する規制は、一部の県等で条例が制定されているが、条例は罰則が軽いほか、条例が制定されていない県等に持ち込まれてしまうといった問題があるため、法律で全国に規制の網をかけてもらいたい。
- ・ 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。
- ・ 適正な業者にとっては、一定基準の本人確認や取引記録の保管等の義務付けは過剰な負担とはならないと思われ、少なくとも古物営業法程度のものであれば十分対応できると思われる。

#### ＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 金属盗対策に関する検討会【全3回】（令和6年9月30日、同年12月2日、令和7年1月7日）

#### ＜関連する会合の議事録の公表＞

警察庁ウェブサイト「金属盗対策に関する検討会」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/scrap/scrap.html>

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設】

- ・ 見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。